

※平成13年3月現在の法令等に即した内容となっています。

※個々の事例は、必ずしも事案の内容の全部を十分に表現しているとはいえないため、類似事案に応用する場合には慎重を期する必要があります。

## 418 地方公共団体施行に係る土地区画整理事業の保留地との交換

### 【照会要旨】

A市では、同市の施行による土地区画整理事業に係る保留地予定地（宅地）と当該事業施行区域外にある個人所有の土地（宅地）とを交換し、その交換によりA市が取得した土地において市の庁舎を建設することを予定している。この場合、その個人の土地の交換について、所法第58条の適用を受けることができるか。

なお、保留地予定地は換地処分の公告の日の翌日に市が原始取得し、交換契約に基づきその個人に移転するものであるが、市がその土地を1年を超えて保有していないので同条の適用がないというのであれば、換地処分の公告後1年経過後に交換すれば、同条は適用されるのか。

### 【回答要旨】

土地区画整理事業の施行により生ずる保留地は、これを処分し、その処分代金を事業費等に充てる目的で換地計画に定められるものであり（土地区画整理法96）、保留地は本来処分することが予定されているいわゆる販売予定資産であると考えられ、所法第58条に規定する固定資産には該当しない。したがって、その保留地との交換については、その保有期間が1年を超えるか否かにかかわらず、所法第58条の特例の適用はない。

### 【関係法令通達】

所法 2①十八、58①

所令 3七、5

土地区画整理法 96②